令和６年度第１回東広島市福祉有償運送運営協議会議事概要

１　開催日時

　 令和６年１２月１８日（水）１０時３０分～１２時３０分

２　開催場所

　 東広島市役所４階４０４会議室

３　出席者

（１） 協議会委員１４名のうち出席者１２名

①学識経験を有する者　１名

②法第９条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者その他の同条第６項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体に属する者　３名

③関係地域住民、福祉有償運送等の利用者又は関係ボランティア団体に属する者　５名

④市内で現に福祉有償運送等を行っている特定非営利活動法人等に属する者　２名

⑤関係行政機関の職員　１名（うち１名欠席）

⑥市の職員　２名（うち１名欠席）

（２）特定非営利活動法人　２名

（３）事務局　４名

（４）傍聴者　０名

４　次第

（１） 報告事項　令和５年度福祉有償運送の実績報告について

（２） 議事１　道路運送法施行規則の一部改正について

（３） 議事２　福祉有償運送承認基準の一部改正について

（４） 議事３　福祉有償運送の料金改正について（特定非営利活動法人陽だまり）

５　協議の概要及び合意事項

（１）報告事項　令和５年度福祉有償運送の実績報告について

　 特定非営利活動法人陽だまり及び特定非営利活動法人ソレイユの令和５年度の利用者・運転者・車両の状況、講習会の実施報告、福祉有償運送事業収支報告、利用者数等の実績報告を行った。

（２） 議事１　道路運送法施行規則の一部改正について（挙手全員で合意）

（概要）同法施行規則第４条第２項において運営協議会は地域公共交通会議と統合されたが、福祉有償運送の適正な運営を確保していくため、同法施行規則附帯第２項に基づき、当面は地域公共交通会議と統合を行わず、運営協議会を継続するもの。また、省力化のため、更新登録手続きは意見公募形式にて書面協議を行うもの。なお、運輸局が提示する自家用有償旅客運送輸送実績報告書の様式を用いて、運営協議会における年１回の実績報告は継続するもの。

（３） 議事２　福祉有償運送承認基準の一部改正について（挙手全員で合意）

（概要）道路運送法施行規則の一部改正に基づき、利用料金をタクシー運賃の約８割を目安とするように改正するもの。また、内容の変更がなければ省略可能とする添付書類を規定するもの。

（４） 議事３　福祉有償運送の料金改正について（改正案差し戻し）

（概要）特定非営利活動法人陽だまりが提示した料金改正案について、一部区間における料金の合理性が認められないため、差し戻しとするもの。再度、今年度中に改正案の協議を図る予定である。